

長久手市公立保育園保育士派遣業務（単価契約）に係る
公募型プロポーザル実施要領

長久手市公立保育園保育士派遣業務（単価契約）の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本プロポーザルは、長久手市（以下「市」という。）が受託者に委託する「長久手市公立保育園保育士派遣業務（単価契約）」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、企画提案内容及び業務実施能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、本業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために行う。

第2 業務概要

- 1 業務名 長久手市公立保育園保育士派遣業務（単価契約）
- 2 業務内容 別添「長久手市公立保育園保育士派遣業務（単価契約）仕様書」のとおりに
3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 提案上限額（単価）等
保育士1人分1時間あたり2,500円（税抜き）
この業務に係る上限額（単価）は、2,500円（税抜き）と予定していることから、見積金額については、上限額（単価）の範囲内とすること。
- 5 派遣人員総数
14人（1社あたりの上限人数はありません）
- 6 選定事業者数
1社以上
- 7 特記事項
本業務の派遣保育士への賃金単価について、本市における会計年度任用職員の令和8年度時間単価以上とすること。令和8年度時間単価については、本市より提示する。
※【参考】令和8年度時間単価(実績)：1,477円

第3 契約担当部局

〒480-1196
長久手市岩作城の内60番地1
長久手市子ども部子ども未来課保育係

電話 0561-56-0615
FAX 0561-63-2100
E-mail kosodate@nagakute.aichi.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加表明書提出時において次の要件を全て満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 原則、長久手市入札参加資格において【大分類】役務の提供等の入札参加資格を有している者であること。ただし、長久手市入札参加資格者名簿に記載されていない者の参加も可能とし、当該参加者については、次に掲げる書類を提出することで参加可能とする。なお、証明書は参加表明日において、発行日より3か月以内のものに限る（写し可）。

ア 法人の場合

(ア) 履歴事項全部証明書

(イ) 納税証明書（国税）

法人税、消費税及び地方消費税の直近の納税証明書（その3の3）

(ウ) 納税証明書（愛知県税）

法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）及び自動車税種別割の直近の納税証明書（未納の税額がないこと用）又は愛知県に納税義務のないときは、愛知県税の納税義務がないことの申出書

(エ) 納税証明書（市税）

市内に本店又は営業所を有する場合、納税義務を有する全ての市税についての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(オ) その他必要と認める書類

イ 個人の場合

(ア) 本籍地の市区町村長が発行する身元証明書

(イ) 登記されていないことの証明書

法務局において、成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明するもの

(ウ) 納税証明書（国税）

申告所得税、消費税及び地方消費税の直近の納税証明書（その3の2）

(エ) 納税証明書（愛知県税）

個人事業税及び自動車税種別割の直近の納税証明書（未納の税額がな

いこと要)又は愛知県内に事業所を有しない者等で納税証明書の交付が受けられないときは、愛知県税の納税義務がないことの申出書

(オ) 納税証明書(市税)

納税義務を有する全ての市税についての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

(カ) その他必要と認める書類

- (3) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 過去3か年度の間に愛知県、岐阜県、三重県、静岡県のいずれかの子育て関連施設への派遣実績があること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 企業概要書(様式2)
- ウ 業務実績表(様式3)
- エ 誓約書(様式4)

(2) 提出期限 令和8年7月24日(金)午後4時まで(必着)

(3) 提出場所 第3に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

また、提出期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

市は第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年7月2

8日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年8月3日（月）午後4時まで（必着）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) (2)の説明を求められたとき、市は、令和8年8月7日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 説明会

説明会は実施しない。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 見積金額等の提案

本業務に係る1時間あたりの見積り単価（消費税抜き）及び令和8年10月1日時点での保育士派遣可能人数（見込み）を見積書（様式5）で作成すること。

(2) 許可登録（免許）証明書等に関すること

本業務にあたり、必要な登録がされていることが分かる証明書等の写し等を添付し、記載すること。

(3) 人材派遣の実績に関する提案

類似業務等における人材派遣の実績について説明すること。

2 記入上の注意事項

(1) 企画提案書は、A4版左綴じ横書き10ページ以内とすること。

(2) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年8月5日（水）午後4時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
また、提出期限までに必着のこと。

- (4) 提出部数 4部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。
 - ア 提出書類 質問書（様式6）
 - イ 提出期間（参加表明書について）令和8年7月17日（金）午後3時まで
（企画提案書について）令和8年7月30日（木）午後3時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ
 - エ 提出方法 持参又はEメール
- (2) (1)の質問書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、Eメールにより回答するものとする。また、併せて、長久手市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 予算額を上回る業務に係る見積書を提出した場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、長久手市公立保育園保育士派遣業務（単価契約）プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 審査方法

- (1) 本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書等の書類審査により行うものとする。
- (2) 選定委員会において、企画提案書の内容について評価基準に基づき審査及び評価を行う。

3 審査項目及び評価基準

(1) 審査項目及び配点

- ① 実施体制及び資格要件（配点 10点）
- ② 類似業務実績（配点 20点）
- ③ 見積額（配点 10点）
- ④ 派遣可能人数（配点 10点）

合計 50点

(2) 評価基準（別紙のとおり）

ア 実施体制及び資格要件

本業務を実施するにあたり、必要な資格等を有しているか

イ 類似業務実績

本業務に活かされるような成果を出した類似業務の実績は何件あるか

ウ 見積額

提案内容に対して適正かつ妥当な価格であるか

エ 派遣可能人数

提案内容に対して十分な保育士を派遣可能か

4 受託候補者の特定

- (1) 各委員が評価した点数の合計により順位を決定し、高い評価を得た者から派遣人員総数の14人を満たすように受託候補者を決定するため、複数の事業者を受託候補者として決定する場合もある。
- (2) 同点の場合は、「見積額」の得点が高い者を上位とする。
- (3) (2)も同点の場合は、「類似業務実績」の得点が高い者を上位とする。
- (4) 全委員の評価点の合計が満点の5割に満たない場合は、受託候補者として特定しないことができる。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前8時30分から午後4時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年8月21日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び委員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金 免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 実労働時間により算定した毎月払いとする。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル実施要領の公表	令和8年7月13日（月）
参加表明書の提出	令和8年7月13日（月）から 令和8年7月24日（金）まで
参加資格要件確認結果通知	令和8年7月28日（火）

企画提案書の提出	令和８年７月２８日（火）から 令和８年８月５日（水）まで
書類審査	令和８年８月７日（金）予定
審査結果の通知	令和８年８月１０日（月）予定
契約締結	令和８年８月下旬予定

第１３ その他

- １ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ２ 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ３ 提出された書類は返還しない。
- ４ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

評価基準

審査項目	評価項目	評価の視点	指標	配点
事業者 (10 点)	実施体制及び資格要件	本業務を実施するにあたり、必要な資格等を有しているか。	許可登録(免許)証明書等の写し	10
派遣実績 (20 点)	派遣実績 (子育て関連施設)	過去 3 か年度における子育て関連施設への派遣実績	人材派遣の実績のわかる資料	20
見積書 (20 点)	見積額	適正かつ妥当な価格であるか	見積単価	10
	派遣可能人数	派遣可能な保育士が十分いるか	人数	10
				50